

令和3年

第8回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和3年7月20日)

飯舘村農業委員会

令和3年第8回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和3年7月20日(火)					
招集場所	飯舘村役場 第一会議室 (2階)					
開閉会の日時(宣言)	開会 令和3年 7月20日 午後1時41分 閉会 令和3年 7月20日 午後2時35分					
応(不応)招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 7名 欠席委員 0名 ○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
	1	赤石澤忠則	○	2	鳴原新一	○
	3	原田直志	○	4	中川喜昭	○
	5	山田 豊	○	6	西尾ツネ	○
	7	菅野啓一	○			
会議録署名委員	1番 赤石澤忠則			2番 鳴原 新一		
職務出席者	事務局長 三瓶 真 事務局次長 渡部誉典			事務局 草野 健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和3年第8回飯舘村農業委員会定例総会

飯舘村農地利用最適化推進委員の出席状況

no	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	武田富彦	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	伊東一治	関 沢	
4	高橋喜一	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	菅野和彦	佐 須	
7	佐藤隆男	飯樋町	
8	渡邊文夫	前田・八和木	
9	三瓶政美	大久保・外内	
10	新妻幹男	蕨 平	
11	林 吉安	白 石	
12	細杉朝雄	前 田	欠席

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名委員の指定
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 1 2 号
農用地利用集積計画（案）に関する意見について
- 日程第 5 議案第 1 3 号
農業経営基盤強化促進法第 1 2 条第 1 項に関する意見について
- 日程第 6 議案第 1 4 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について



(会議の経過)

○開会

事務局長) ただいまから令和3年第8回飯館村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会長) 改めましてこんにちは。何かとお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。7月8日に農業委員会臨時総会があり、推進委員の選任については委員満場一致での了承をしましたことを報告させていただきます。さて本日新任の農業委員1名、推進委員5名、の方にご参加いただいております。現地調査や申請人の状況聞き取り等の他、報告内容へのご意見等いただく場面がありますので、今後とも色々よろしくお願ひ申し上げたいと思います。大倉行政区選出の委員は現在不在ですが、7月25日に区の集まりがあり、その席上で改めて委員を募るような運びとなっているようですので、決まり次第報告させていただきます。皆さまご存知のとおり居住している村民が少ない中、残された農地をどのような形で守っていくかは今後の課題であります。各行政区これから基盤整備も含め農地をよりよく使うために進んでいる事業はありますが、それでも担い手が付きにくい入り組んだ農地、小規模農地が数多くある状況です。行政区内でどのようにしていくかも課題かと思いますが、全員で協議をしながらより良い方向に進めていければなと思います。会議の中でこういった様々な問題が出てくると思いますので、その点皆様の意見を聞きながら決定していきたいと思います。今日はご苦勞様です。よろしくお願ひいたします。

○総会成立宣言

会長) 本日の定例総会出席委員7名、定足数に達しています。よって、本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行 会長が議長となり会議を運営する)

○日程第1 諸般の報告

議長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配付のとおりです。
日程第1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局次長) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第2 会議録署名委員の指定

議長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第22条の規定により、1番 赤石澤忠則 委員、
2番 嶋原新一 委員を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日1日限りにしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日1日限りに決定
します。

○日程第4 議案第12号 農用地利用集積計画(案)に関する意見について
議長) 議案第12号 農用地利用集積計画(案)に関する意見について
を議題とします。

本件については、地区担当委員が決定前の案件でありましたので、
概要説明と、調査による所見を事務局より一括で説明いたさせま
す。それでは、議案第12号について事務局より概要と、調査に
よる所見の説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第12号を(議案のとおり)説明します。
調査の報告でございますが、6月26日に地権者及び担い手を
含む関係各位を参集した調印式を開催しており、全員同意の元
無事調印式を終えております。異議等もございませんでした。
以上です。

議長) 暫時休議します。
(休議13:52~13:55)

議長) 再開します。議案第12号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案12号について、申し出のとおり了承することにご異議あ
りませんか

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第12号は申し出のとおり了承することとします。

○日程第5 議案第13号

議 長) 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見について 議案第13号 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に関する意見について を議題とします。

本件についても、地区担当委員が決定前の案件でありましたので、概要と、調査による所見を事務局より一括で説明いたさせます。それでは、議案第13号について、事務局より概要と調査による所見を説明いたさせます。

事務局) それでは、議案第13号を(議案のとおり)説明します。
調査の報告でございますが、本人からの聞き取りを行いまして、今年度は10頭から飼育を始めて、令和8年までに54頭に増やす計画とのことです。また伊丹沢の農地中間管理事業を活用し、飼料用作物の栽培もしながら地区の農地集積を進める見込みである等意欲を持った担い手であり、地区内からの信頼も厚いようです。以上です。

議 長) 暫時休議します。
(休議14:03~14:04)

議 長) 再開します。議案第13号について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)

議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第13号について、申し出のとおり了承することにご異議ありませんか

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第13号は申し出のとおり了承することとします。

○日程第6 議案第14号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長) 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題とします。
議案が3件あるため、順番に進めます。
それでは、議案第14号の1について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第14号の1を(議案のとおり)説明します。

議長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)西尾ツネ が報告します。

7月9日に両申請人へ電話にて確認を行いました。被設定人は、設定人への事業を説明し、事業内容に関する同意を得ているとのことです。また県からの伐採許可が下りていないことから、本事業の工期の延長もありうるかもしれないとのことでしたが、状況に合わせて延長に関しての申請を行いたいとのことです。設定人も工期延長の内容も含め説明を受けており、内容に関しては間違いのないとのことでした。ご審議の程お願いいたします。

議長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:13~14:13)

議長) 再開します。議案第14号の1について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

議長) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第14号の1について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議長) 異議なしと認め、議案第14号の1は原案のとおり可決いたします。

議長) 続いて、議案第14号の2については、私の担当地区の案件であるため、議長を職務代理者に交代いたします。

(議長交代 職務代理者が議長となる)

職務代理者) それでは議案第14号の2について、事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第14号の1を(議案のとおり)説明します。

職務代理者) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農業委員)菅野啓一 が報告します。

7月8日に申請人へ電話にて確認を行いました。設定人は、説明を受けている内容に相違ないとの事でした。また、公共事業であるため、担当である村の部署へも話を伺ったところ、同様に申請内容については間違いないとのことでした。また本事業については県の事業で行っており、比曽地区唯一のため池の工事で、かつ法尻まで2mしかない中において、仮設取り付け道路の設置を行うものであったため、村と県の協議をしながら取り付け道路の買い上げに進みたいとのことでした。地区としても道路の買い上げ要望をしているところです。以上です。

職務代理者) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議14:22~14:24)

職務代理者) 再開します。議案第14号の2について、質疑を求めます。

(『質疑なし』の声あり)

職務代理者) 質疑を終了し、採決いたします。

議案第14号の2について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

職務代理者) 異議なしと認め、議案第14号の2は原案のとおり可決いたします。

以上で、議長を交代いたします。

(議長交代 会長が議長となる)

議長) 続いて、議案第14号の3についてであります。

本件についても、地区担当委員が決定前の案件でありましたので、概要と、調査による所見を事務局より一括で説明いたします。

事務局) それでは、議案第14号の3を(議案のとおり)説明します。

今回の一時転用に係る大本の工事については、既設の養豚場敷地内に飯舘村が加速化交付金を利用して、事業者支援ということで養豚施設を増設するものでございます。4月の臨時議会にて工事が本契約となったことから、工事を進めるにあたり、仮設の現場事務所等を建てる敷地が必要ということでの申請になっています。以上です。

- 議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:32~14:33)
- 議 長) 再開します。議案第14号の3について、質疑を求めます。
(『質疑なし』の声あり)
- 議 長) 質疑を終了し、採決いたします。
議案第14号の3について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)
- 議 長) 異議なしと認め、議案第14号の3は原案のとおり可決いたします。

○閉会の宣告

- 議 長) 本日の議事は以上をもって、すべて終了いたしました。
これで令和3年第8回飯舘村農業委員会定例総会を閉じます。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和3年7月20日

飯舘村農業委員会 会 長

菅野 啓一

同 議事録署名委員 1 番

赤石 澤忠則

同 議事録署名委員 2 番

嶋原 新一